JAB 認定審査員応募者 事前確認シート

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 記入日  （年は西暦） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 氏　名 |  |
| 所属先 |  | | | | | | | |
| 現住所 | 〒 | | | | | | | |

**１．確認事項**

以下の各質問について、該当する選択肢の□に、チェック（☑）を付して選択して下さい。必要なコメントは、記入欄または余白に記載して下さい。

**（質問1）本協会の審査要員（認定審査員または技術専門家）として採用となった場合、次のいずれの業務形態を予定されますか。**（現時点でのご予定で結構です。）

(1) 現所属企業または他の企業との兼業で、本協会の審査要員としての活動を行う。

(2) ご自身が起業した企業との兼業で、本協会の審査要員としての活動を行う。

(3) 企業に属さず、他の活動（仕事）もしながら本協会の審査要員としての活動を行う。

(4) 企業に属さず、本協会の審査要員としての活動のみ行う。

**(質問2) 質問1で(1)を選ばれた場合、以下の2点についてお答えください。(契約形態問わず)**

＜1＞ 本協会との「業務委託基本契約」［法人契約又は個人契約］の締結並びに認定審査業務の実施について、所属組織の承諾が必要である。  はい・ いいえ

＜2＞ 上記＜1＞で「はい」を選ばれた場合、本協会への認定審査員応募について所属組織の承諾を既に得ている。

はい・ いいえ

＜3＞ 上記＜1＞で「はい」を選ばれた場合、本協会と基本契約を締結することについて所属組織の承諾を既に得ている。

はい・ いいえ

**（質問3）質問１で(1)を選択された場合、本協会との契約は、次のいずれの契約形態を希望されますか。**

（契約形態の違いについては、次ページの２(1)をご参照ください）

(1) 法人契約  (2) 個人契約

(1) 法人契約：法人登記された会社（一人会社を含む）名義の口座へ委託費を支払う。

(2) 個人契約：認定審査員又は技術専門家本人（個人事業主を含む）名義の口座へ委託費を支払う。

**（質問4）認定審査員または技術専門家として採用された後、本協会との契約を締結いただくこととなりますが、兼業との兼ね合いなどにより契約開始時期に考慮すべき点がありましたらご申告ください。**

**（質問5）本協会との契約後、居住される予定の地域（都道府県名＋市区町村名 程度）についてお答えください。**

（現住所と変更ない場合には記入不要です）

**（質問6）ISO9001審査員研修コースまたはIA-JAPAN審査員研修コース等を過去に受講したことがありますか？**

（必須ではありません。受講実績がある場合には、契約後の訓練や研修を省略できる場合がありますので、修了証や登録証の写しをご提出いただきます。）

**２．参考情報**

以下は認定審査要員への応募に係る参考情報です。

ご一読の上、ご理解いただけましたら、本項末尾の **□ にチェック**（☑）を付して下さい。

**(1) 本協会との契約形態**

契約形態には２つの種類があります。

**①個人契約**

ご本人と本協会の2者間で締結するもの。審査の発注、委託料の支払いは全て本協会からご本人に対して行います。ご本人が他の企業に所属している場合でも、法人契約ではなく個人契約を選択いただくことは可能です。

**②法人契約**

ご本人が他の企業に所属しながら本協会の審査要員としても活動する場合で、所属先企業と本協会の2者間、あるいはご本人を加えた3者間で契約するもの。この場合、審査の発注、委託料の支払いは、本協会から所属先企業に対して行われます。

ご本人の本協会審査要員としての活動を、所属先の業務時間内に行うか、あるいは休暇を取得して参加するかは、ご本人とご所属先との調整に拠ります。

**(2) 審査委託料（審査報酬）**

本協会との契約「認定審査の委託に関する基本契約」は、常勤ではありません。

審査委託料は、本協会から発注した認定審査に対する検収の都度、お支払いする形態となります。

その為、定常的な収入とはなりません。

・審査委託料は、「単価 ×工数（時間）」で決定されます。時間単価は7千円から1万3千円程度です。審査員資格や審査チームにおける役割によって変動します。

このほか、審査付帯費用として、交通費・宿泊費等をお支払いします。

なお、訓練の一環でオブザーバーとして審査に同行する場合には審査委託料のお支払いはありません。

注）審査の委託料及び付帯費用は、本協会の定める規定「認定審査員等業務委託料、出張及び旅費規則」に基づきます。

**(3) 今後の流れ**

書類選考・面接の結果、合格となった場合の流れは、概ね次のとおりです。

**a) 契約の締結**

認定審査業務委託基本契約を締結します。また、守秘等に関する誓約書や口座届出書等の必要書類をご提出いただきます。

**b) 審査要員としての登録**契約手続きが完了すると、本協会の認定審査要員として登録いたします。

認定審査要員の資格には、上席主任審査員、主任審査員、技術審査員、技術専門家 の4つの種類があり、ご本人の経歴、経験、保有資格などにより、決定します。多くの場合にはまず技術専門家となり、その後技術審査員を目指していただきます。

**c) 認定審査へのオブザーバー参加（本協会が必要と判断した場合のみ）**

実際の認定審査にオブザーバーとして参加し、認定審査のプロセスを見学していただきます。これは本協会が必要と判断した場合のみ実施するもので、必ず行うものではありません。なお、オブサーバー参加の場合、審査委託料は支払われません。必要な交通費、宿泊費等の付帯費用は規定に基づきお支払いいたします。

**d) 研修の受講**

認定審査員への昇格を目指す方には、「審査員研修コース（Ｅラーニング＋座学3日間）」を受講いただきます。開催時期は年度により異なります。

この他にも、資格の拡大や知識の最新化などを目的とした研修があり、適宜受講していただきます。

本協会が主催する研修への参加費用はかかりません。また、研修参加に係る日当や拘束料のお支払いはありませんが、必要な交通費・宿泊費は規定に基づきお支払いいたします。

**e) 認定審査への参加（審査発注）**

認定審査に参加し、チームリーダーの指揮のもと、割り当てられた範囲の業務を実施していただきます。

なお、審査発注の頻度は、ご本人の専門分野や、本協会の審査計画によって決まります。決まった回数の審査発注をお約束するものではありません。

**f) 実地訓練**

上位の資格への昇格のため、審査の実地訓練を行うことがあります。訓練の場合にも審査委託料をお支払いいたしますが、単価は訓練審査員の単価が適用されます。

**g) 審査要員としての力量維持**

本協会では、審査要員の力量の維持・向上のため、審査要員の定期的な評価や研修を行います。

力量が要求に満たないと判断された場合には、適宜追加の訓練や研修・指導面談などを行いますが、その処置にも関わらず力量が基準を満たさないと判断された場合には、資格の取り消しや縮小、解約が行われる場合があります。

↓ご一読の上、ご理解いただけましたらチェック（☑）を入れ、日付とお名前の入力をお願いいたします。

応募に係る参考情報を読み、理解しました。

日付： 氏名：